

広島県告示第六百七十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十九年十二月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
広島県呉市新宮町、同市若葉町、同市光町、同市西川原石町、同市西塩屋町、同市東塩屋町、同市北塩屋町、同市海岸三丁目及び同市東川原石町地内	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称
若葉町五（五八八九一）	急傾斜地の崩壊	若葉町五（五八八九一）
光町五（一三〇五）	急傾斜地の崩壊	光町五（一三〇五）
新宮町一九（七八六）	急傾斜地の崩壊	新宮町一九（七八六）
新宮町一七（七八七）	急傾斜地の崩壊	新宮町一七（七八七）
新宮町一三（七八九）	急傾斜地の崩壊	新宮町一三（七八九）
新宮町三（七九〇）	急傾斜地の崩壊	新宮町三（七九〇）
西川原石町二〇（七九六一）	急傾斜地の崩壊	西川原石町二〇（七九六一）
西塩屋町七（七九二）	急傾斜地の崩壊	西塩屋町七（七九二）
西塩屋町三（七九三）	急傾斜地の崩壊	西塩屋町三（七九三）
区域の表示	区域の表示	区域の表示及び法規
次の図のとおり	次の図のとおり	区域の表示及び法規第九条第二項に定める土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十四年政令第八十四号）で定める事項

大下川（二 一五）	土石流	次の図のとおり	大下川（二 一五）	土石流	次の図のとおり
大下川（二 一五隣 a）	土石流	次の図のとおり	大下川（二 一五隣 b）	土石流	次の図のとおり
大下川（二 一五隣 b）	土石流	次の図のとおり		土石流	次の図のとおり
大下川（二 一五隣 c）	土石流	次の図のとおり	大下川（二 一五隣 c）	土石流	次の図のとおり
西塩屋川（ 一一四）	土石流	次の図のとおり	西塩屋川（ 一一四）	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所呉支所に備え置いて縦覧に供する。